



2026年5月12日

各 位

会 社 名 リ ン ナ イ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 内 藤 弘 康
(コード番号 5947 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 小 川 拓 也
管 理 本 部 長
(TEL : 052-361-8211)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社株主であるダルトン・キズナ（マスター）ファンド・エルピー（以下、「本提案株主」といいます。）より2026年6月26日開催予定の第76回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において株主提案を行う旨の書面（以下、「本株主提案書」といいます。）を受領し、その内容について検討を重ねてまいりました。その結果、本日開催の当社取締役会において、本提案株主による株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）について反対することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 本株主提案の内容及び理由

1. 議題

- (1) 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件
- (2) 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

2. 議案の要領及び提案の理由

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、本提案株主から提出された本株主提案書の該当記載を原文のまま掲載したものとあります。

II. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

1. 「(1) 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件」

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案議案に、反対いたします。

(2) 反対の理由

本株主提案は、対象取締役等に対して年額 370 百万円以内、付与株式数の上限 120,000 株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとし、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の 3 倍相当の譲渡制限付株式を今後 3 年間で付与するよう求めております。

しかしながら、このような取締役報酬は、当社の現在の業績水準や実態を踏まえたものではありません。本提案株主は、その提案理由において「日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如」を挙げていますが、以下に詳述するとおり、この指摘は当社には妥当いたしません。

当社は、着実な中長期的企業価値創造を促すこと、及び株主を含む幅広いステークホルダーに対する説明責任を果たすことができる透明性と客観性を確保することを基本原則として、取締役の報酬等の決定方針を定めております。

当該方針のもと、当社の取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬で構成されておりますが、企業価値向上や目標達成を健全に動機付けることを目的として、その比率を概ね 60 : 40 としております。また、業績連動報酬は、毎期の堅実な業績目標達成を促すことを目的とした年次賞与、及び中長期的な株式保有を通じて着実な企業価値向上と株主の皆様との利害共有を図ることを目的とした譲渡制限付株式報酬で構成されており、それぞれ、取締役報酬の 20% 程度を占めております。基本報酬と業績連動報酬の比率は当社の実情を踏まえて慎重に検討した結果であり、相当であると考えておりますが、中長期的な企業価値向上の観点から、今後も検討を継続してまいります。なお、本提案株主が言及している ROE や TSR (株主総利回り) については、資本コストや株価を意識した経営の観点で、2024 年度から既に業績連動報酬の KPI として採用しております。

また、2024 年度より、着実な企業価値向上と株主の皆様との利害共有を一層促すため、当社取締役が在任期間において保有する当社株式数の目安として、株式保有ガイドラインを定めています。当該ガイドラインにおいては、就任から 3 年後までに、代表取締役社長は基本報酬の 1.5 倍、その他の取締役 (ただし社外取締役を除く。) は基本報酬の 1 倍に相当する株式を保有することとしております。

さらに、当社は報酬決定プロセスの客観性と公平性を確保するために、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬諮問委員会を設置しております。報酬等の決定方針は、同委員会における審議を経たうえで取締役会にて決定することで、その透明性を確保しております。また、報酬決定プロセスにおいて、同等規模の比較対象企業群との客観的比較により報酬水準や報酬構成割合を継続的に検討することで、その妥当性も検証しております。2025 年度においては、報酬諮問委員会を 3 回開催し、客観

的な視点及び報酬制度に関する専門的な知見を参考にするために、外部専門機関から情報や助言も踏まえた審議を行っております。

加えて、当社は、取締役報酬制度にマルス・クローバック条項を導入しており、不適切行為や重大な法令違反等が発生した場合には、譲渡制限付株式報酬を含む報酬について、減額又は返還を行うことが可能な仕組みとしております。これにより、取締役は報酬の受領後においても結果責任を負い続ける立場にあり、短期的な株価や形式的な保有株式数の増加のみを追求する動機が抑制される構造となっております。

なお、当社の代表取締役会長及び代表取締役社長については、2026年3月31日時点において、当社株式を、それぞれ約736万株、約153万株保有しており、本提案株主からの「株式保有の少なさ」といった指摘が妥当ではないことは明らかなです。

以上のとおり、当社取締役会は、現行の取締役の報酬設計が、経済環境や客観性・透明性が担保された報酬諮問委員会の審議を経たうえで取締役会にて決定された適切なものであることなどから、当社取締役と当社株主の価値共有を図る仕組みは十分に担保されているものと考えております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

2. 「(2) 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件」

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案議案に、反対いたします。

(2) 反対の理由

本株主提案は、定時株主総会の議決権の基準日を、毎年3月31日から5月15日に変更することを求めるものです。

しかしながら、当社としては、定時株主総会の議決権の基準日の変更は、当社における制度運用全体との関係に照らして様々な課題を有しており、現時点において最適な対応であるとは考えておりません。

当社は、定款第35条において、期末配当の基準日について、定時株主総会の議決権の基準日と同じ日である毎年3月31日と定めております。仮に本株主提案に基づいて議決権基準日のみを変更した場合、株主総会において配当に関する事項について議決権を行使する株主と、期末配当を受領する株主に不一致が生じ、株主の皆様の混乱を招く懸念があります。

また、議決権基準日の変更に際しては、法定監査の日程、法定開示書類の開示時期、招集通知発送の時期、株主名簿確定に関するコストなど、株主名簿管理その他の実務への影響を含めた慎重な検討が必要であると考えております。

さらに、当社定款第13条は、定時株主総会の招集時期を6月と定めており、仮に本株主提案が承認可決されたとしても、当社の定時株主総会の招集時期は変更されるわけではございません。そのため、定時株主総会の基準日のみ5月15日に変更された場合、当社定款

に従い定時株主総会の開催を行うことは、実務的に不可能ないしは著しく困難になります。

当社としても、株主の皆様が十分な情報に基づいて議決権を行使いただくことは、重要であると認識しております。2024年度においては、2025年6月25日に開催された第75回株主総会の前日の2025年6月24日に有価証券報告書を提出するなど早期開示に取り組んでおります。

もっとも、株主の皆様に対する情報の提供は、開示内容の整理・充実、任意開示や投資家との対話の活用等の様々な手段により達成されるものであり、有価証券報告書の早期開示のみによって解決されるものではございません。

当社は、これまでも有価証券報告書に加えて、定時株主総会招集ご通知、事業報告、決算説明資料、コーポレート・ガバナンス報告書、統合報告書であるリンナイレポート等を通じて、株主の皆様が議決権行使の判断を行うために必要な情報を、適時かつ適切に開示するよう努めてまいりました。当社においては、引き続き、有価証券報告書の更なる早期開示を含め、株主の皆様への情報開示の充実及び投資家との対話の質の向上に向けた取組みを継続的に検討してまいります。上記のとおり、定時株主総会の議決権の基準日の変更は、様々な課題を有しており、現時点において最適な対応ではないと考えます。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

(別紙「本株主提案の内容」)

※本提案株主から提出された本株主提案書の該当記載を原文のまま掲載しております。

第1 提案する議題

- 1 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件
- 2 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

第2 議案の要領及び提案の理由

- 1 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

(1) 議案の要領

譲渡制限付株式報酬制度の対象となる当社の取締役に対し、年額 370 百万円以内、付与株式数の上限 120,000 株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。具体的な支給時期及び配分については取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計する。かかる業績指標としては ROE や TSR (株主総利回り) を含む各種 KPI 等が考えられるが、具体的な指標の選定については、当社の経営戦略や事業環境を踏まえ、取締役会が適切に判断すべきものとする。また、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の 3 倍相当の譲渡制限付株式を今後 3 年間で付与するよう設計するものとする。

(2) 提案の理由

弊社は日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如にあると考えます。

取締役と株主との価値共有を図る為の効果的な株式報酬の目安は、固定報酬の 3 倍相当とされます。当社は譲渡制限付株式報酬制度を導入していますが、2025 年 3 月期の当社取締役 (社外取締役を除く) の固定報酬は年額 251 百万円であるのに対し株式報酬は 28 百万円 (固定報酬の 11%) であり、固定報酬の 3 倍相当の株式を保有するには 27 年かかります。

欧米では大半の主要上場企業において、株主との価値共有に必要と考えられる一定量の株式について一定期間の継続保有要件を定める株式保有ガイドラインが採択されています。数年の猶予を経て、トップマネジメントであれば基本報酬の 3~5 倍、社外取締役でも報酬の 1 倍とするケースが大半です。当社も株式保有ガイドラインを導入していますので世界水準に劣らないオーナーシップのレベルを目指すべきです。

2 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の定款第 14 条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
（定時株主総会の基準日） 第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3 月 31 日</u> とする。	（定時株主総会の基準日） 第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>5 月 15 日</u> とする。
2 （新設）	2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。

(2) 提案の理由

提案理由の詳細は下記サイトでご確認ください。

<https://www.daltoninvestments.co.jp/news/20260302>

現在、定時株主総会の議決権基準日は 3 月 31 日で、総会は 6 月末に開催される一方、重要情報を含む有価証券報告書は総会直前の開示にとどまり、投資家が十分に分析し議決権行使へ反映する時間は実質的に不足しています。有価証券報告書は事業リスク、経営戦略、ガバナンス、報酬や資本政策等、重要議案の判断に不可欠な情報を網羅する法定開示書類であり相応の余裕をもった開示が求められます。基準日を 5 月中旬へ変更することで事前開示期間の確保が可能となり、投資家や助言機関等の適切な判断環境が整備されます。

また、総会日程の分散も促され、株主の参加機会拡大や対話の充実にも寄与します。これは株主の主体的関与を促進し、弊社が掲げる「株主民主主義」の実現にも資するものと考えます。

なお、本提案は決算期の変更を伴うものではなく、事業運営や会計処理に影響を与えるものでもありません。

以上